３　計画と実績が異なる場合の理由

（記載上の注意）

１．食品等流通合理化計画の認定申請時と同様の提出先とすること（提出先は、食品等流通合理化事業において整備する施設等（運転資金がある場合には主たる事務所を含む。）の所在地を管轄する地方農政局長とし、当該施設等が複数の地方農政局の管内又は北海道に所在する場合にあっては農林水産大臣、沖縄県に所在する場合にあっては沖縄総合事務局長とすること。ただし、施設等の整備を伴わない場合又は海外において食品等流通合理化事業を実施する場合にあっては、主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長（当該所在地が北海道である場合にあっては農林水産大臣、沖縄県である場合には沖縄総合事務局長）とする。）。

２．記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。

３．用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。